

令和7年度

税制改正に伴う年末調整等説明会開催のお知らせ

～基礎控除・給与所得控除の見直しと特定親族特別控除の新設を中心に～

令和7年度税制改正により、所得税の「基礎控除」や「給与所得控除」に関する見直し、「特定親族特別控除」の創設が行われたことから、下記のとおり令和7年分の年末調整等説明会を開催致します。是非ご参加ください。

記

1 説明会の開催詳細

- (1) 日 時 : **令和7年10月23日(木)**
令和7年10月24日(金)
 時間 : 午後2時から3時30分
 (受付開始:午後1時30分)
- (2) 場 所 : 神奈川税務署 2階 会議室
 横浜市港北区大豆戸町528-5
- (3) テーマ : 「令和7年分年末調整の税制改正のポイント」
- (4) 講 師 : 神奈川税務署 法人課税2部門 源泉担当官
- (5) 参加費 : 無 料
- (6) 定 員 : 60名 (先着順)
- (7) 予約締切 : 令和7年10月22日(水)15時まで
- (8) 問合せ先 : 神奈川税務署 法人課税2部門 源泉担当部門
 TEL 045-544-0141(代表)(内線421・423・424)



2 主な税制改正の概要 (令和7年11月までの源泉徴収事務に変更はありません。)

(1) 基礎控除の見直し

- イ 物価動向を勘案し最高48万円から10万円(20%程度)引き上げ、最高58万円に引き上げられました。
- ロ 低～中所得者の税負担に配慮し、所得階層ごとに控除を最高37万円上乘せされました。

(2) 給与所得控除の見直し

- イ 給与所得控除について、55万円の最低保障額が65万円に引き上げられました。
- ロ 給与所得控除の改正に伴い、令和7年分以後の「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」及び令和8年分以後の「源泉徴収税額表」が改正されました。

(3) 特定親族特別控除の創設

居住者が特定親族を有する場合には、その居住者の総所得金額等から、その特定親族1人につき、その特定親族の合計所得金額に応じて次の金額を控除する特定親族特別控除が創設されました。

なお、年末調整において特定親族特別控除の適用を受けようとする人は、給与の支払者に「給与所得者の特定親族特別控除申告書」を提出する必要があります。

【国税庁ホームページ】(随時最新情報に更新します。)

令和7年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等について
<https://www.nta.go.jp/users/gensen/2025kiso/index.htm>

